

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404
FAX 984-4011

消火器は正しく交換・処分を

ご家庭に古くなった消火器を放置していませんか。古くなった消火器は、いざという時に使えない可能性も。そのまま放置していると事故につながることもあります。

消火器の使用期限はおおむね業務用で10年、住宅用で5年といわれています。耐用年数が過ぎていたり、さび、腐食や変形したりしている消火器は危険です。絶対に使用しないようにしましょう。



▶ 消火器を処分するには

消火器の処分は（一社）日本消火器工業会が地域の販売代理店（リサイクル窓口）などと協力して行っています。

リサイクルシールが貼られていない消火器の場合は、シールを購入し貼付しなければなりません。詳しくは、次のリサイクル窓口へお問い合わせください。

※ 消防署では廃棄処分を行っていません。

● リサイクル窓口

リサイクル窓口は、特定窓口と指定引き取り場所の2種類があります。窓口については（株）消火器リサイクル推進センターのホームページ（右のQRコード）で確認してください。



① 特定窓口

消火器の販売代理店などが、廃消火器の回収と持ち込みに対応します。

※ 一部の窓口は持ち込みのみ対応。

② 指定取引所

消火器工業会が指定した場所で、排出者が廃消火器を持ち込むことができます。

● 消火器の処分に関する問い合わせ先

株式会社消火器リサイクル推進センター
(一般社団法人日本消火器工業会代理)

☎ 03-5829-6773

▶ 悪徳な業者にご注意を

消防職員や点検業者を名乗り、言葉巧みに訪問販売や点検・処分料を請求する悪徳業者があります。消防署からお金を請求するようなことはありません。不審に感じた場合は、お近くの消防署へ連絡してください。

Information

令和8年 松前町消防出初式

日時 1月11日(日) 10時～
場所 松前公園多目的広場
※ 雨天時は、松前公園体育館で式典のみ行います。

